

## ゴミ処理運搬業務委託契約書（案）

仙北地域振興局長 草薨 郁雄（以下「発注者」という。）と、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）との間に、ゴミ処理運搬業務に関し次の条項のとおり委託契約を締結する。

第1条 発注者は、鑑畑ダム管理事務所で発生するゴミ処理運搬等の業務を受注者に委託し、受注者は、これを受託するものとする。

第2条 ゴミ処理は次のとおりとする。

- |          |    |
|----------|----|
| ア 燃やせるゴミ | 1式 |
| イ 不燃ゴミ   | 1式 |
| ウ 資源ゴミ   | 1式 |

第3条 前条のそれぞれの運搬処理は次のとおりとする。

- |          |       |              |
|----------|-------|--------------|
| ア 燃やせるゴミ | 51回/年 | } 祝祭日除く毎週金曜日 |
| イ 不燃ゴミ   | 51回/年 |              |
| ウ 資源ゴミ   | 51回/年 |              |

第4条 この契約による履行期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2 発注者は前項の規定にかかわらず、契約を締結した日の属する年度の翌年度の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を変更又は解除することができる。この場合において、受注者は解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

第5条 委託料は、〇〇〇〇〇円とする。（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額〇〇〇円）

- 2 受注者は、委託業務完了後、報告書を発注者に提出するものとする。
- 3 発注者は、前項による報告書を受領したときは、速やかに検査確認しなければならない。
- 4 受注者は、前項の検査に合格したときは、検査した分の委託料を発注者に請求するものとする。
- 5 発注者は、前項の委託料請求書が正当であると認めたときは、当該書類を受領した日から30日以内に受注者に対し委託料を支払うものとする。

第6条 契約保証金 〇〇〇〇円（※納付の場合）  
秋田県財務規則第178条第〇号の規定により免除（※免除の場合）

第7条 受注者は、発注者に対して本業務の状況を毎月書面をもって報告するものとする。

第8条 受注者は、発注者が受注者に委託する本契約によって生ずる受注者の権利義務を第三者に譲渡することができない。

第9条 発注者は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 受注者がこの契約に違反したとき。
- (2) 受注者の委託業務の処理が不相当と発注者が認めたとき。

